# 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新規制定【素案骨子】

## 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、これまで国において定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、市の条例で定めることとされました。これを受け、市として新たにこれらの基準について条例を制定します。

条例改正を行う根拠法令は次のとおりです。

- (1)介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2)介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
- (3)西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)

## 2 新規制定の要旨

条例制定に当たっては、「従うべき基準」(厚生労働省で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(厚生労働省で定める基準を標準として定めるもの)、「参酌すべき基準」(厚生労働省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、市ではこれに応じながら厚生労働省令の基準に即して策定することとします。本市においては、国の基準を検討した結果、適切な基準であると判断したため、同基準に準じたものとします。

#### 3 条例の骨子

従来の基準(省令)、西東京市の基準案を一覧にまとめています。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準(介護保険法第78条の2第1項関係)

項目	条項の概要	基準	西東京市の基準案
指定地域 密着型介 護老人設の 入所定る に係る 準	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業における入所定員は、29 人以下であって市の条例で定める数とする		介護保険法第78 条の2第1項の条 例で定める数は、 29人以下とする。

(2) 指定地域密着型サービスに係る申請者の法人格の有無に係る基準(介護保険法第78条の2 第4項第1号関係)

項目	従うべき省令(介護保険法施行規則)	基準	西東京市の基準案
申請者の	(法第78条の2第5項の厚生労働省で定める基準)	従う	省令と同じ
法人格の	第 131 条の 10 の 2 法第 78 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、法人であ		
有無に係	ることとする。		
る基準			

- (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に係る基準(介護保険法第78条の4第1 項関係)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(介護保険法第78条の4第2 項関係)

内容	「従う」「標準」「参酌」すべき省令	基準	西東京市の基準案
	(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)	±+	ロハハロッ全十木
第1章 総		() T/	() 4 1 1 1 2 1 2
指定地域	第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の意思を表します。	参酌	省令と同じ
密着型介 護予防サ	用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。   2   指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当		
モビスの	たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の地		
事業の一	は密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。		
般原則	以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	なければならない。		
第1章の2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
第1節	基本方針		
基本方針	(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時	参酌	省令と同じ
	の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。		
指定定期	第3条の3 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看	参酌	省令と同じ
巡回・随 時対応型 訪問介護 看護	護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉 士又は法第8条第2項 に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。) が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定		
	期巡回サービス」という。) (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随		
	時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断す		
	るサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。) (3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者		
	の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下この章において「随時訪問サービス」と いう。) (4) 法第8条第15項第1号 に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一		
	部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 (以下この章において「訪問看護サービス」という。)		
第2節	人員に関する基準		
回・随時 対応型訪	定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下	従う	省令と同じ
問介護看 護従業者	りとする。		
の員数	(1) オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数以上		
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。) 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上		
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 (4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に 定める員数		
	イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤 換算方法で2.5以上 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看		
	護事業所の実情に応じた適当数 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章		
	において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉 士等又は第1項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任 者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省		

責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第 5 条第 2 項 のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に 3 年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

- 3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。
- 4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設 等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の 職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項 に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 131 条第 12 項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)
- (3) 指定特定施設 (指定居宅サービス等基準第 174 条第 1 項 に規定する指定特定施設をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第45条第1項、第46条、第63条第6項第1号、第64条第3項及び第65条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第45条第1項、第46条第1項及び第63条第6項第2号において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 63 条第 6 項第 3 号において同じ。 )
- (8) 指定複合型サービス事業所(第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第4章から第7章までにおいて同じ。)
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 健康保険法 等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- (7) 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる
- (8) 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
- (9) 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(第3条の23第1項及び第24条において「常勤看護師等」という。)でなければならない。
- (10) 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
- (11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下この章において「計画作成責任者」という。)としなければならない。
- (12) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看

1	護(指定居宅サービス等基準第59条 に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の		
	事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基		
	準第60条第1項第1号 イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項 の規		
	定により同条第1項第1号 イ及び第2号 に規定する基準を満たしているものとみなさ		
	れているとき及び第 171 条第 10 項の規定により同条第 1 項第 1 号 イに規定する基準を		
	満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型		
	訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすこ		
	とができる。		
管理者		グニ	省令と同じ
官理有	第3条の5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対	従う	目立て回し
	応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな		
	らない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場		
	合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同		
	一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		
44 2 44			
	設備に関する基準		
設備及び	第3条の6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行う	参酌	省令と同じ
備品等	ために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		
	2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な		
	対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごと		
	に、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなけ		
	ればならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型		
	訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保		
	している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備え		
	ないことができる。		
	(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等		
	(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		
	3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態		
	となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端		
	末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報		
	を行うことができる場合は、この限りでない。		
	4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者		
	(第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受		
	*** ***		
,	け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護		
1			
	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所におい		
	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満た		
等4節	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 運営に関する基準		(IAA L 571)
内容及び	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時	第1	省令と同じ
	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 運営に関する基準	第1 項は	省令と同じ
内容及び	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時		省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者	項は従う	省令と同じ
内容及び 手続の説	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記	項は 従う その	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なけれ	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	項は 従う その	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なけれ	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところ	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができ	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができ	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定では、またが	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法でので付に代えて、第5項で定めるとこるにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法でのできる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものイ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の復覧に供し、当該利用申込者又はその家族の復覧に供し、当該利用申込者又はその家族の復覧に供し、当該利用申込者又はその家族の復覧に供し、当該利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の復覧に供る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法でので付に代えて、第5項で定めるとこるにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法でのできる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける目の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該別用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該別用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該別用申込まる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに号の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに号を記録する方法)(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によりであります。	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録である方法。 ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録では受けない目の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録である記録である方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその盲を記録する方法)(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に関する記述に対する記述を対しているに対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録である方法。 ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録では受けない目の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録である記録である方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその盲を記録する方法)(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要を	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に関する記述に対する記述を対しているに対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	項は 従う の 他は	省令と同じ
内容及び 手続の説 明及び同	(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。運営に関する基準 第3条の7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者とはその家族の承話を得て、第5項で定めるところにより、当該利用申込者とはその家族の承話を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者とはその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者とはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者とはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を記録である方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力すること	項は 従う の 他は	省令と同じ

	護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機		
	とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。		
	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規		
	定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族		
	に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法		
	による承諾を得なければならない。		
	(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者		
	が使用するもの		
	(2) ファイルへの記録の方式		
	6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当		
	該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け		
	ない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する		
	重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はそ		
	の家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		
提供拒否	第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定	従う	省令と同じ
の禁止	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。		
サービス	第3条の9 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・	参酌	省令と同じ
提供困難	随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サ	> HJ	E 4 C P O
時の対応	一ビスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な		
ロサいンメルい			
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、		
	当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅		
	介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型		
	訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。		
受給資格	第3条の10 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対	参酌	省令と同じ
等の確認	応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、		
	被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。		
	2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第78		
	条の3第2項 の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意		
	見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければ		
	ならない。		
要介護認	第3条の11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対	参酌	省令と同じ
定の申請	応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について	> HJ	E 4 C P O
に係る援	は、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場		
助	合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を		
	行わなければならない。		
	2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対		
	して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請		
	が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前まで		
	に行われるよう、必要な援助を行わなければならない。		
心身の状	第3条の12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対	参酌	省令と同じ
況等の把	応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほ		
握	か、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介		
	護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定		
	居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号 に規定するサービス担当者会議をい		
	う。以下この章及び第48条において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置		
	かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めな		
	ければならない。		
指定居宅	第3条の13 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対	参酌	省令と同じ
介護支援	応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サ	<b>∠</b> ⊟3	1 ( 0   7   0
事業者等	一ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		
争未行守 との連携			
この足防			
	介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとと		
	もに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスとは短いません。		
2+ 🗁 / 15 TM	ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	소파.	ルムトロバ
法定代理	第3条の14 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応到訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応到計算の第4条を持つに対しては4条	参酌	省令と同じ
受領サー	応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成 11 年		
ビスの提	厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しな		
供を受け	いときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第23項		
るための	に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨		
援助	を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提		
	供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護		
	支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必		
	要な援助を行わなければならない。		
居宅サー	第3条の15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法	参酌	省令と同じ
ビス計画	第8条第23項 に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号 八に		
に沿った	規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に	<u> </u>	
に加った			

# <i>V</i> 7	次った16字字物27回、1854年75刊25明人達差達を担併したければれたかり		1
サービス の提供	沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。		
居宅サー ビス計画 等の変更 の援助	第3条の16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	参酌	省令と同じ
身分を証 する書類 の携行	第3条の17 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又 はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	参酌	省令と同じ
サービス の提供の 記録	第3条の18 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	参酌	省令と同じ
利用料等の受領	第3条の19 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	参酌	省令と同じ
保険給付 の請求の ための証 明書の交 付	第3条の20 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービス に該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合 は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認 められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならな い。	参酌	省令と同じ
指定 期 選	第3条の21 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	参酌	省令と同じ
指巡時訪看体方計の理論を対していた。というでは、おりますが、おりますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、	第3条の22 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。 (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。 (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。 (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。	参酌	省令と同じ

主治の医 師との関 係	(6) 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。 (7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。 第3条の23 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をも	従(期回随対型問護護画よ訪奏	省令と同じ
	って代えることができる。	看報書提にる分除く)そ他参護告の出係部を 。 のは酌	
定回対問護のが開きである。	第3条の24 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画と、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。 4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常動看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施が記述ないませいませばないませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい	参酌	省令と同じ

	回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 10 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 12 前条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るよのに関係。) おびき間長護和生素の作式に同いて第四十五		
同居家族 に対する サービス 提供の禁 止	スの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書の作成について準用する。 第3条の25 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせてはならない。	従う	省令と同じ
利用者に関する市町村への通知	第3条の26 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	参酌	省令と同じ
緊急時等 の対応	第3条の27 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	参酌	省令と同じ
管理者等の責務	第3条の28 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。	参酌	省令と同じ
運営規程	第3条の29 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法	参酌	省令と同じ
勤務体制の確保等	(8) その他運営に関する重要事項 第3条の30 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の	参酌	省令と同じ

		1	T
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護		
	看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		
等	第3条の31 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければな らない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	参 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	省令と同じ
掲示	第3条の32 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌	省令と同じ
秘密保持等	第3条の33 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	従う	省令と同じ
広告	第3条の34 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大 なものとしてはならない。	参酌	省令と同じ
指に 注 注 注 業 者 る が 供 与 の 禁 性 与 の 禁 性 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	第3条の35 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌	省令と同じ
苦情処理	第3条の36 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	参酌	省令と同じ
地域との 連携等	第3条の37 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	参酌	省令と同じ

	3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市 町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力す るよう努めなければならない。 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対 しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならな い。		
事故発生時の対応	第3条の38 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従う	省令と同じ
会計の区 分	第3条の39 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	参酌	省令と同じ
記録の整備	第3条の40 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 (2) 第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第3条の23第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (4) 第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書 (5) 第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌	省令と同じ
第5節	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例		
適用除外	第3条の41 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。)の事業を行う者(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第3条の4第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第3条の23、第3条の24第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第10項から第12項まで並びに第3条の40第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。	第項よ第項(3のにる分(期回随対型問護護画よ訪看報書提にる分除1おび2 第条23係部 巡・時応訪介看計おび問護告の出係部を	省令と同じ

		<.	
		) [C	
		限	
		る。	
		)は	
		従う	
		その	
		他は	
		参酌	
指定訪問	第3条の42 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期	参酌	省令と同じ
看護事業	巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪		
者との連	問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連		
携	携しなければならない。		
	2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事		
	業者(以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、		
	当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なけ		
	ればならない。		
	(1) 第3条の24第3項に規定するアセスメント		
	(2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保		
	(3) 第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加		
	(4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指		
	導及び助言		
第2章 夜	間対応型訪問介護	•	
第1節	基本方針等		
基本方針	第4条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護(以下「指定夜間対応	参酌	省令と同じ
	型訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が		
	可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで		
	きるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排		
	せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅におい		
	て生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。		
指定夜間	第5条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的	参酌	省令と同じ
対応型訪	に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サ		
問介護	ービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握		
	した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間		
	対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項 に規定する政令で定める		
	者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オ		
	ペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーシ		
	ョンセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンタ		
	ー従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う		
	夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供する		
	ものとする。		
	2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に一か所以上設置しなければ		
	ならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けるこ		
	とにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認めら		
	れる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。		
第2節	人員に関する基準	1	1
訪問介護	第6条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業	従う	省令と同じ
員等の員	者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」とい		
数	う。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及		
	び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーシ		
	ョンセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かない		
	ことができる。		
	(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供		
	する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以		
	下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として		
	1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合		
	は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内		
	の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又		
	は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。		
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の		
	員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供する		
	ために必要な数以上とする。		
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の		
	員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提		
	供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用		
	者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は		
		_	

	同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	事業所の職務に従事することができる。		
	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充て		
	なければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型		
	訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年		
	以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができ		
	<u> న</u> ి.		
管理者	第7条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専ら	従う	省令と同じ
	その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪		
	問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職		
	務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内		
	の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することが		
	できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指		
	定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項 に規定する指定訪問介護事業		
	者をいう。 ) の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の		
	職務に従事することができるものとする。		
** > **			
	設備に関する基準		
設備及び	第8条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有	参酌	省令と同じ
備品等	する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等		
C, HHMI	を備えなければならない。		
]	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けるこ		
]	とができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応		
1	じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる		
]			
]	機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報の表表を表現している。		
	報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時		
	閲覧できるときは、これを備えないことができる。		
	(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等		
	(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		
	3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに		
	│ 適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機		
	器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時		
	の通報を行うことができる場合は、この限りでない。		
	4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の		
	指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型		
	訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について		
	は、第3条の6に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する		
	基準を満たしているものとみなすことができる。		
第4節	運営に関する基準		
指定夜間	第9条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状	参酌	省令と同じ
5		<b>≥</b> 817	目立て同り
対応型訪	態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるととも		
問介護の	に、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの		
基本取扱	随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居		
方針			
刀亚	宅において生活を送ることができるものでなければならない。		
	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質		
]	の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
指定夜間	第 10 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護	参酌	省令と同じ
	の方針は、次に掲げるところによるものとする。	~=3	1,000
対応型訪			
問介護の	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用		
具体的取	者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。		
扱方針	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者		
リスノリエ!	( )		
1	の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心		
1	身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、		
1	適切な相談及び助言を行うものとする。		
1	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用		
1			
1	者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。		
1	(4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利		
1	用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を		
	行うものとする。		
1	(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な		
1	介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。		
1	(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘		
1	案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(指定		
1			
1	居宅サービス等基準第60条第1項第1号 に規定する指定訪問看護ステーションをい		
	う。 ) への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。		
	う。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。 (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その		

	管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。		
夜間対応 型訪問の 作成	第11条 オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。 2 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。	参酌	省令と同じ
緊急時等 の対応	第 12 条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	省令と同じ
管理者等 の責務	第13条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。	参酌	省令と同じ
運営規程	第14条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) その他運営に関する重要事項	参酌	省令と同じ
勤務体制の確保等	第15条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護事業所の訪問介護事業所のお問かで世ス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第3条の30第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務を行うことにつき市町村長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	省令と同じ

地域との			
	第 16 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した	参酌	省令と同じ
連携等	指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相		
	談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなら		
	ない。		
記録の整	第 17 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸	参酌	省令と同じ
備	記録を整備しておかなければならない。		
	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供		
	に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなら		
	ない。		
	(1) 夜間対応型訪問介護計画		
	(2) 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの		
	内容等の記録		
	(3) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録		
	(4) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録		
	(5) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して		
	採った処置についての記録		
2#- FF	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	245 CT	/\
準用	第18条 第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31か	準用	省令と同じ
	ら第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38 及び第 3 条の 39 の規定は、夜間対応型訪問介護の事業	する	
	について準用する。この場合において、第3条の7第1項、第3条の17、第3条の31及	規定	
	び第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型	の基	
	訪問介護従業者」と、第3条の12中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセ	準の	
	ンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員	とお	
]	等)」と、第3条の25中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪	IJ	
]	問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除		
1			
	く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	1	
第3章 認	知症対応型通所介護		
第1節	基本方針		
基本方針	第 41 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護 (以下「指定認知	参酌	省令と同じ
全个フェ		<b>2</b> E J	
	症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認		
	知症(法第5条の2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の		
	認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその		
	居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要		
	な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び		
	心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなけ		
1	こののの対象をは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		
筆 2 節	ればならない。		
	ればならない。 人員及び設備に関する基準		
第1款	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護		
	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホ	従う	省令と同じ
第1款	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホ ーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホー	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護 (特別養護老人ホーム等 (特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号 )第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行わ	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護 (特別養護老人ホーム等 (特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護 (特別養護老人ホーム等 (特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号 )第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行わ	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われ	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)ごとに置くべき従業者の員	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)ごとに置くべき従業者の員	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している 助症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護を提供している	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当た	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している 助症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護を提供している	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	ればならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第 42 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当た	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	九貫及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	九ばならない。 人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をにいる。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者のが併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者のが併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供に当たる者に限	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業と行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る要と認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員以より登談単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員でいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員のいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員のいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除している時間数で除している時間数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要といるに対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業と行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る要と認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員以より登談単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員でいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員のいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員のいずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除している時間数で除している時間数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要といるに対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間常に看護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間常に看護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間をに必要と認められる数(3)機能訓練指導員 1以上	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所)という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をに当とする。(1) 生活相談員 (専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型協定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型協定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当成の配型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(3)機能訓練指導員 1以上	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホームをく人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとむりとする。(1)生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をにつ。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(2)看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位でとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位でとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(3)機能訓練指導員 1以上	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所)という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。(1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をに当とする。(1) 生活相談員 (専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型協定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型協定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当成の配型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(3)機能訓練指導員 1以上	従う	省令と同じ
第1款 従業者の	人員及び設備に関する基準 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 第42条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホームをく人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとむりとする。(1)生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をにつ。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(2)看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位でとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位でとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数(3)機能訓練指導員 1以上	従う	省令と同じ

	に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員		
	又は介護職員として従事することができるものとする。 4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定		
	部分項の手強型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併		
	設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所		
	成立訂定認力が記述が必要を行うできますが、手法主に対している。対象に対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しています。		
	地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
	(平成18年早生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」とい		
	う。) 第5条第1項 に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業		
	者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型		
	通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規		
	定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業		
	とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけ		
	る単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対		
	応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。 ) に対して一体的に行われるものを		
	いい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同		
	時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数		
	の上限をいう。第44条第2項第1号イにおいて同じ。)を12人以下とする。		
	5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す		
	るための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介		
	護事業所の他の職務に従事することができるものとする。		
	6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければな		
	らない。 7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認		
	/ 単独型・併設型指定認知症対心型通所が護事業者が単独型・併設型指定が護予的認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応		
	型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一		
	の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サ		
	ービス基準第5条第1項 から第6項 までに規定する人員に関する基準を満たすことを		
	もって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
管理者	第43条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認	従う	省令と同じ
	知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ		
	ならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな		
	い場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、		
	又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		
İ			
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設		
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であっ		
±□ /# TL 7 ×	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	소파	سم د ۱۲
設備及び	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静	参酌	省令と同じ
設備及び 備品等	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保で	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護予防認	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護予防認	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定方護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定であるに必要を提供できませいます。	参酌	省令と同じ
	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同力に対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定では、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防・	参酌	省令と同じ
備品等	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業者が単独型・併設型指定の調子的認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことを	参酌	省令と同じ
備品等	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定の型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定の関系を開まる単独型・併設型指定の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	参酌	省令と同じ
第2款	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業者が追りに型道がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所にあいて一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 共用型指定認知症対応型通所介護		
第2款 従業者の	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。     口 イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定に対策事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定の事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定に対策事業者が単独型・併設型指定認知症対応型流の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護予防認知症対応型通所介護		
第2款 従業者の	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の非に対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防・サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。共用型指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂		
第2款 従業者の	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定に対してない。4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。共用型指定認知症対応型通所介護		
第2款 従業者の	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。第44条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の非に対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防・サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。共用型指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂		

	当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防・レービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第90条、第110条若しくは第131条又は指定地域密着型介護予防・レビス基準第70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定の連手の記述を対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防・レビス基準第8条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
利用定員 等	第46条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定小護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定不護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第63条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。	第項従第項参	省令と同じ
管理者	第47条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	従う	省令と同じ
第3節			
	第48条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	省令と同じ
利用料等の受領	第49条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用	参酌	省令と同じ

		,	
	者に負担させることが適当と認められる費用		
	4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるもの		
	とする。		
	5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当		
	たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につ		
+K-C-1+77-60	いて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	<b>⇔</b> ∓5	() () () ()
指定認知	第50条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資する	参酌	省令と同じ
症対応型	よう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。		
通所介護の基本の	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護 の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
の基本取   扱方針	の貝の計画を行い、吊にての以書を図らなければならない。		
指定認知	第51条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	参酌	省令と同じ
指足認知 症対応型	第31 宗 - 指足認知征別心望通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続すること (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続すること	多的	目立て向し
通所介護	ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況		
の具体的	を踏まえ、妥当適切に行うものとする。		
取扱方針	(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞ		
サスコスノコ亚コ	れの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。		
	(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基		
	づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営		
	むことができるよう必要な援助を行うものとする。		
	(4) 認知症対応型通所介護従業者(第42条第1項又は第45条第1項の従業者をい		
	う。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行う		
	ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しや		
	すいように説明を行うものとする。		
	(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切		
	な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。		
	(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相		
	談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提		
	供するものとする。		
認知症対	第52条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介	参酌	省令と同じ
応型通所	護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者		
介護計画	(第43条又は第47条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用		
の作成	者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該		
	目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画		
	を作成しなければならない。		
	2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当		
	該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。		
	3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に		
	当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得		
	なければならない。		
	4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応測通所介護計画を利用者に介付したければならない。		
	た際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 初知症対応刑通所介護分業者は、それぞれの利用者について、初知症対応刑通所介		
	5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介 護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。		
管理者の	護計画に促ったリーと人の美施状況及び自信の達成状況の記録を行う。 第53条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事	参酌	省令と同じ
官理者の	第53 宗 指定認知征別心望迪州汀護事業所の官理省は、指定認知征別心望迪州汀護事 業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の	>> 日7	日マに叩し
貝4刀	実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。		
	2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業		
	所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		
運営規程	第54条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごと	参酌	省令と同じ
	に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら	- 77	_ , _,
	ない。		
	(1) 事業の目的及び運営の方針		
	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	(3) 営業日及び営業時間		
	(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第42条第2項又は第46条第1項の利用		
	定員をいう。第56条において同じ。)		
	(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額		
	(6) 通常の事業の実施地域		
	(7) サービス利用に当たっての留意事項		
	(8) 緊急時等における対応方法		
	(9) 非常災害対策		
#4.75 / <del>*</del> #*	(10) その他運営に関する重要事項	シェ	ルムトロド
勤務体制 の確保等	第55条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型 通販の議を提供できるよう。指定認知症対応刑通販の議事業所ごとに従業者の勤務の体	参酌	省令と同じ
の唯体寺	通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体		
	制を定めておかなければならない。		

		1	
	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当		
	該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供		
	しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、		
	この限りでない。		
	3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上の		
	ために、その研修の機会を確保しなければならない。		
定員の遵	第56条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通	参酌	省令と同じ
守	所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合		
	は、この限りでない。		
非常災害	第57条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、	参酌	省令と同じ
対策	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知		
	するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		
衛生管理	第58条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の	参酌	省令と同じ
等	設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ		
	なければならない。		
	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所におい		
	て感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなら		
	ない。		
地域との	第59条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住	参酌	省令と同じ
連携等	民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければな	> HJ	E C C C
۲۰ ورتک	らない。		
	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定		
	認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相		
	談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなら		
	談及び援助を11つ事業での他の中門性が失応する事業に励力するよう方のなければなった。 ない。		
記録の整	第 60条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する	参酌	省令と同じ
ー記録の登 │備	第 00 宗 - 指足認知征別心望迪州汀護事業有は、従業有、設備、備而及び芸計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。	>>= EN	目々に回し
1佣			
	提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければ		
	ならない。		
	(1) 認知症対応型通所介護計画		
	(2) 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの		
	内容等の記録		
	(3) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録		
	(4) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録		
	(5) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して		
	採った処置についての記録		
準用	第61条 第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条	準用	省令と同じ
	の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第	する	
	3条の39及び第12条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。	規定	
	この場合において、第3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」とあるのは	の基	
	「第 54 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護	準の	
	従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第3条の32中「定期巡回・随	とお	
	時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替え	IJ	
	るものとする。		
第4章 小	規模多機能型居宅介護		
第1節	— 1111		
基本方針	第62条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小	参酌	省令と同じ
	規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、		
	又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な		
	環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世		
	話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自		
	立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。		
第2節	人員に関する基準		
従業者の	第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居	従う	省令と同じ
員数等	宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介		
	護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業		
	者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間		
	帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護		
	従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅		
	介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以		
	下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模		
	多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者		
	(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業		
	者 (指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項 に規定する指定介護予防小規		
	模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、		
		ı	

- かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指 定地域密着型介護予防サービス基準第43条 に規定する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。) の数が三又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護 従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第 7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本 体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定 するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定 小規模多機能型居宅介護を含む。 ) をいう。以下この章において同じ。 ) の提供に当た る者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深 夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当 たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法 (昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(第171条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多

	機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業		
	所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
	1 1 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなけ		
	ればならない。		
	12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に		
	ついては、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居		
	宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護		
	支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚		
	生労働大臣が定める研修を修了している者(第77条において「研修修了者」という。)		
	を置くことができる。		
	13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者		
	の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模		
	多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合につい		
	ては、指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項 から第 12 項 までに規定す		
	る人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの		
	とみなすことができる。		
管理者	第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所	従う	省令と同じ
	ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小		
	規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅		
	介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設す		
	る前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応		
	型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、		
	指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を		
	併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)		
	に従事することができるものとする。		
	2 前項本文及び第 172 条第 1 項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事		
	業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管		
	理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。		
	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法		
	第20条の2の(2)に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老		
	人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業		
	所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条		
	第2項 に規定する政令で定める者をいう。次条、第91条第2項、第92条及び第173条		
	において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であ		
15 1 1	って、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		() 4 1 🗔 1
指定小規	第65条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人	従う	省令と同じ
模多機能	デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定		
型居宅介	認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員		
護事業者	等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しく		
の代表者	は福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める		
~ · · · ·	研修を修了しているものでなければならない。 記供に関する基準		
	設備に関する基準 第88条 ドラ小坦塔タ機能刑庁党人藩東米には、その発発党長(発発者の数(単数形)	谷言	少へトロド
登録定員 及び利用	第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指 定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定	従う	省令と同じ
定員	た小		
<b>上</b> 貝	型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、		
	空店も介護の事業とか同一の事業別にあれて一体的に連合されている場合にあっては、 登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者		
	の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定		
	小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。		
	2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス		
	及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービ		
	スごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定める		
	ものとする。		
	(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定小規模多機能型		
	居宅介護事業所にあっては、12人)まで		
	(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定		
	小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで		
設備及び	第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、	第1	省令と同じ
備品等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提	項	
	供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(宿	
	2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	泊室	
	(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するこ	に係	
	Ł.	る部	
	(2) 宿泊室	分に	
	イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場	限	
	合は、2人とすることができるものとする。	る。	

	ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならない。 ハ イ及び口を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合 は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ プライバシーが確保された居間については、八の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	) よ第項2口従そ他参が2第号はうのは酌	
	運営に関する基準		
心身の状況等の把握	第 68 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第 63 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 74 条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 8 条第 23 項 に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	省令と同じ
居宅サービス事業 者等との連携	第69条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌	省令と同じ
身分を証 する書類 の携行	第70条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	参酌	省令と同じ
利用料等の受領	第71条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 宿泊に要する費用 (5) おむつ代 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	参酌	省令と同じ

	5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に		
	当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に ついて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
指定小規	第72条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止	参酌	省令と同じ
模多機能 型居宅介	に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅		
護の基本	介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果		
取扱方針	を公表し、常にその改善を図らなければならない。	77 F	(44.151)
指定小規模 模多機能	第 73 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第5 号お	省令と同じ
型居宅介	(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続するこ	よび	
護の具体 的取扱方	とができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊	第6 号は	
針	サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。	従う	
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれ	その	
	ぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う ものとする。	他は 参酌	
	3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画	>HJ	
	に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活		
	を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 (4) 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっ		
	ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等に		
	ついて、理解しやすいように説明を行うものとする。		
	(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な		
	い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」		
	という。)を行ってはならない。   (6)   指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、そ		
	の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな		
	ければならない。		
	(7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著し く少ない状態が続くものであってはならない。		
	(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない		
	日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。		
居宅サー	第74条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者	参酌	省令と同じ
ビス計画	の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。		
の作成	2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居 宅介護支援等基準第 13 条 各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。		
法定代理	第75条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村(法第42条の2第9項	参酌	省令と同じ
受領サービスに係	において準用する法第 41 条第 10 項 の規定により法第 42 条の 2 第 8 項 の規定による審 香及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当		
る報告	直及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に安託している場合にのうては、国該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指		
	定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記		
利用者に	載した文書を提出しなければならない。 第76条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居	参酌	省令と同じ
対する居	第70 宗	> B)	
宅サービ	録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければ		
ス計画等 の書類の	ならない。		
交付			
小規模多機能刑民	第77条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第63条第	参酌	省令と同じ
機能型居定介護計	12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能		
画の作成	型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。		
	2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域におけ る活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるも		
	のとなるように努めなければならない。		
	3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ		
	て、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成すると		
	ともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通い		
	サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならな		
	N。   4   介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容に		
	ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		

		1	
	5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多		
	機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。		
	6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模		
	多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じ		
	て小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。		
	7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変		
	更について準用する。		
介護等	第78条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実	第2	省令と同じ
	に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	項は	
	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担によ	従う	
	り、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外	その	
	の者による介護を受けさせてはならない。	他は	
	3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能	参酌	
	な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。		
社会生活	第79条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の	参酌	省令と同じ
上の便宜	利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。		_ , _ , , ,
の提供等	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機		
ניייושניט	関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その		
	者の同意を得て、代わって行わなければならない。		
	もの回感を持て、「パグラで行わなければならない。   3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに		
	3 指定が現候を機能型店も打護事業有は、常に利用有の家族との建携を図るところに 利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		
緊急時等	第 80 条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供	参酌	省令と同じ
	第 80 宗   小規模多機能型店宅介護促業有は、現に指定小規模多機能型店宅介護の提供   を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主	多即	日マに回し
の対応			
	治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関		
78277 FE 25	への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	4. ***	(1) 6 1 7 1 2
運営規程	第81条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所	参酌	省令と同じ
	ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ		
	ならない。		
	(1) 事業の目的及び運営の方針		
	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	(3) 営業日及び営業時間		
	(4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの		
	利用定員		
	(5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額		
	(6) 通常の事業の実施地域		
	、 (7) サービス利用に当たっての留意事項		
	(8) 緊急時等における対応方法		
	(9) 非常災害対策		
	(10) その他運営に関する重要事項		
定員の遵	第82条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿	参酌	省令と同じ
守	泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならな	7 13	1 ( 1, 3)
"	い。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特		
	に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものと		
	する。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		
非常災害	第82条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を	参酌	省令と同じ
対策	第62 示の2	>-B1	E 4 CIPI U
外にな	立て、非常災害時の関係機関への運転及の連携体制を整備し、それらを定期的に従業有   に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		
拉力压床	域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	소짜	少人し曰い
協力医療	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつ	参酌	省令と同じ
機関等	つ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねば		
	ならない。		
	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めてお		
	くよう努めなければならない。		
	3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における		
	緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及		
	び支援の体制を整えなければならない。		
調査への	第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介	参酌	省令と同じ
協力等	護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行		
	われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村か		
	ら指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ		
	なければならない。		
地域との	第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供	参酌	省令と同じ
連携等	に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介	1	
	護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在す		
	る区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項 に規定する地域包括支援センターの職員、小		

	規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設		
	けなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。		
	3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならな		
	い。 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指 定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者		
	が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければ ならない。 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在		
	する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。		
居住機能	第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅にお	参酌	省令と同じ
を担う併設施設等への入居	いて生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第63条第6項各号に 掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が 行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		_ \ _ \
記録の整	第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関す	参酌	省令と同じ
備	る諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介	260 200	
	護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 居宅サービス計画		
	(2) 小規模多機能型居宅介護計画		
	(3) 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録		
	(4) 第73条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録		
	(6) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して		
	採った処置についての記録 (8) 第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録		
準用	(6) 第 05 宗第 2 頃に枕近り 6 報告、計画、安皇、助告寺の記録 第 88 条 第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、	準用	省令と同じ
777	第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条、第55条及び第	する	
	58条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合におい	規定	
	て、第3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規	の基	
	定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ	準の	
	るのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪	とお	
	問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第53条第2項中	IJ	
	「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第55条第3項中「認知症対応型通所介護従 業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。		
第5章 認	業有」とのるのは、小規模を機能型店も介護促業有」と読み替えるものとする。   知症対応型共同生活介護	<u> </u>	
	基本方針		
基本方針	第89条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定	参酌	省令と同じ
	認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるもの		
	について、共同生活住居(法第8条第19項 に規定する共同生活を営むべき住居をい		
	う。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食 東等の企業その他の日常生活上の世話なび機能制練を行うことにより、利田老がその有		
	事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有 する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならな		
	い。		
第2節	人員に関する基準		
従業者の	第90条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共	従う	省令と同じ
員数	同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同		
	生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当		
	たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活		
	住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるの護従業者を、党教物質を注え、当該共同生活住民の利用者(当該指定認知		
	供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知 症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地		
	征対心望共向生活介護事業者が指定介護予防認知征対心望共向生活介護事業者(指定地   域密着型介護予防サービス基準第70条第1項 に規定する指定介護予防認知症対応型共		
	同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型		
<u></u>		L	

	共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予		
	防サービス基準第69条 に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以		
	下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、		
	当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同		
	生活介護の利用者。以下この条及び第93条において同じ。)の数が三又はその端数を増		
	すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間		
	及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をい		
	う。)を行わせるために必要な数以上とする。		
	2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合		
	は、推定数による。		
	3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。		
	4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は		
	指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満た		
	す介護従業者を置くほか、第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に		
	関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第171条に定		
	める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置		
	いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定		
	複合型サービス事業所の職務に従事することができる。		
	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス		
	又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知		
	│ 症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職 │ 務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がな		
	粉に促事する計画TFが担当者としなければならない。だだし、利用者の処遇に文障がな   い場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。		
	い場合は、国該共同主角住居にのける他の職務に従事することができるものとする。   6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなけ		
	り 前項の計画TF成担当有は、別に厚土方側人足が足める研修を修了している有でなければならない。		
	1 163 4 5 4 16   16		
	ばならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サー		
	ビス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活		
	介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障		
	がないときは、これを置かないことができるものとする。		
	8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督		
	するものとする。		
	9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護		
	老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に		
	関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。		
	10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
	事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予		
	防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている		
	場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項 から第10項 ま		
	でに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たし		
	ているものとみなすことができる。		
管理者		従う	省令と同じ
	に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障		
	がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業		
	所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サ		
	ービス事業所の職務に従事することができるものとする。 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために		
	2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために   必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老		
	必要な知識及び経験を有し、特別食護を入が一ム、を入りすり一と人とグラー、介護を   人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等とし		
	大体健心域、指定認知症が心室共同生活が設事業が守めに乗者をはい可が設置等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働		
	大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		
指定認知	第92条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老	従う	省令と同じ
症対応型	人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等		
共同生活	の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する		
介護事業	者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験		
者の代表	を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければな		
者	らない。	<u> </u>	
第3節	設備に関する基準		
設備に関	第93条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、	第2	省令と同じ
する基準	その数は1又は2とする	項	
	2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応	(居	
	型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第104条におい	室に	
	て同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他	係る	
	の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける	部分	
	ものとする。	に限	
	3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合	る。	
	は、2人とすることができるものとする。	)及	

	4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。	び第	
	5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	4項	
	6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地	は従	
		う う	
	域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民	7	
	との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。		
	7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事		
	業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防		
	認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場		
	合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第73条第1項から第6項までに		
	規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしてい		
	るものとみなすことができる。 		
第4節	運営に関する基準		
入退居	第 94 条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののう	参酌	省令と同じ
	ち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。		
	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医		
	師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければな		
	らない。		
	- ·		
	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者である		
	こと等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合		
	は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所		
	を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。		
	4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の		
	心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。		
	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその		
	家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な		
	援助を行わなければならない。		
	6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はそ		
	の家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供		
	及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければな		
	らない。		
+- ビフ		会配	少少と目じ
サービス	第95条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び	参酌	省令と同じ
の提供の	入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険		
≐⊐ぐ=	TYTT   = T   = T   - 4		
記録	者証に記載しなければならない。		
市乙並求	者証に記載しなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供し		
市已並求	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供し		
	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	参酌	省会と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第 96 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する	参酌	省令と同じ
	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部とし	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に	参酌	省令と同じ
利用料等	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に	参酌	省令と同じ
利用料等の受領	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
利用料等の受領	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第 96 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第 97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、	参酌 第 5	省令と同じ
利用料等の受領	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
利用料等の受領	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第 96 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第 97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、	第5	
利用料等の の受領 記応応生 記が生生	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。	第項よび	
利用の 利用領 に対しに に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれ	第項よ第5おび6	
利用料等の受領 記述に 記が応生 知型 活が	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わ	第項よ第項5 おび6 は	
利の 利用領 に 対の に 対の に が の き の の も の の り の り の り の り の り の り の り り り り	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にない。 4 指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。	第項よ第項従 5 おび 6 はう	
利の 利用領 に 対の に 対の に が の き の の も の の り の り の り の り の り の り の り り り り	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者 1人 1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同に基づき、漫然	第項よ第項従そ5 おび6 はうの	
利の 利用領 に 対の に 対の に が の き の の も の の り の り の り の り の り の り の り り り り	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	第項よ第項従 5 おび 6 はう	
利用の 利用領 に対しに に対し に対し に対し に対し に対し に対し に対	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者 1人 1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同に基づき、漫然	第項よ第項従そ5 おび6 はうの	
利の 利用領 に 対の に 対の に が の き の の も の の り の り の り の り の り の り の り り り り	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 1 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 4 共同生活住居における後に業者は、指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護の提供に当た	第項よ第項従そ他5 おび6はうのは	
利の 利用 関 に 対 に 関 に 対 に き の と に り の と の り の り の り の り の り の り り り り り り	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 第96条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 第97条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	第項よ第項従そ他5 おび6はうのは	

	r 化空动加度分内到共同共泛人维度类型 化空动加度分内到共同共泛人维力组件 L	1	
	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に   当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得		
	コにうては、コ畝村内有文は他の利用有寺の主印文は身体を休護するため系志でもを待   ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		
	6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、そ		
	の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな		
	ければならない。		
	7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同		
	生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの		
	結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		
認知症対	第98条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第90条第7項の計画作成担当者	参酌	省令と同じ
応型共同	をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する	> 113	1 ( 2) 30
生活介護	業務を担当させるものとする。		
計画の作	2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域にお		
成	ける活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければな		
1-2	らない。		
	3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ		
	て、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサー		
	ビスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。		
	4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容		
	について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		
	5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症		
	対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。		
	6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護		
	従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サー		
	ビス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の		
	実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うもの		
	とする。		
	7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の		
	変更について準用する。		
介護等	第 99 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実	第2	省令と同じ
	に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。	項は	
	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担によ	従う	
	り、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならな	その	
	l) <sub>0</sub>	他は	
	3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう	参酌	
+1 4 4 17	努めるものとする。	43.TL	() A   D   )
社会生活	第 100 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活	参酌	省令と同じ
上の便宜   の提供等	動の支援に努めなければならない。   2. **と空初が存せた刑は日生活へ護事業者は、利田者が日常生活を覚むと表述事な行政。		
の旋状寺	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、そ		
	の者の同意を得て、代わって行わなければならない。		
	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るととも		
	に利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		
管理者に	第 101 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地	参酌	省令と同じ
よる管理	域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業	~ PJ	
H-T	を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただ		
	し、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理		
	上支障がない場合は、この限りでない。		
運営規程	第 102 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる	参酌	省令と同じ
	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。		
	(1) 事業の目的及び運営の方針		
	(2) 従業者の職種、員数及び職務内容		
	(3) 利用定員		
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額		
	(5) 入居に当たっての留意事項		
	(6) 非常災害対策		
サトマカ / 上 牛 リ	(7) その他運営に関する重要事項	シェ	<b>ルムし口い</b>
勤務体制	第103条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症	参酌	省令と同じ
の確保等	対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければなら		
	ない。   2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活		
	4      ・  ・   ・		
	を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの担併に配慮したければからか		
	を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならな L.)		
	l I <sub>o</sub>		
	い。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その		
定員の遵	l I <sub>o</sub>	参酌	省令と同じ

守	人居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限		
協力医療	りでない。 第 105 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるた	参酌	省令と同じ
機関等	め、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めて		
	おくよう努めなければならない。		
	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老		
	人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければな		
居宅介護	らない。 第 106 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその	参酌	省令と同じ
支援事業 者に対す	従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		
る利益供	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者		
与等の禁   止	から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産 上の利益を収受してはならない。		
記録の整	第 107 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関	参酌	省令と同じ
備	する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生		
	活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。		
	(1) 認知症対応型共同生活介護計画		
	(2) 第 95 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第 97 条第 6 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の		
	状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
	(4) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録		
	(6) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録		
	(7) 次条において準用する第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録		
準用	第108条 第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条 の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第	準用 する	省令と同じ
	53条、第58条、第80条、第82条の2、第84条及び第85条第1項から第4項までの規	規定の基	
	定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する	の基 準の	
	重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「介護従業者」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある	とお	
	のは「介護従業者」と、第53条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第		
	80条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第82条の2中 「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事		
	業者」と、第85条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、		
	「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と		
第6章 地	読み替えるものとする。 域密着型特定施設入居者生活介護		
第1節	基本方針	<b>↓</b> ≖└	//A L
基本方針	第 109 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護 (以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施	参酌	省令と同じ
	設サービス計画 (法第 8 条第 20 項 に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入 浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行		
	うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以		
	下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項 に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行わ		
	れるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む		
	ことができるようにするものでなければならない。 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型特		
	定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。		
	人員に関する基準	I	
従業者の 員数	第 110 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地	従う	省令と同じ
	域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。		
	(1) 生活相談員 1以上 (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護		
	職員 イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端		
		l	

	数を増すごとに1以上とすること。 ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。		
	八 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が		
	確保されること。		
	(3)		
	(4)   司四下が担当台   1以上   2   前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合		
	は、推定数による。		
	3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。		
	4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者		
	生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人		
	以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置した。		
	│ 置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは │ 診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施		
	設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定		
	地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。		
	5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す		
	るための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に		
	│ 従事することができるものとする。 │ 6 │ 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であっ		
	て、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものと		
	する。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他		
	の職務に従事することができるものとする。		
	7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特		
	定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体   施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテ		
	ライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かな		
	いことができる。		
	(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専		
	(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)   8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機		
	6 第一項第一与の生活情談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機   能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合		
	は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		
	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サー		
	ビス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満		
	たす従業者を置くほか、第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関		
	する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第 171 条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置い		
	おけんときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅		
	介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。		
	10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多		
	機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定		
	地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置か ないことができる。		
管理者	第 111 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設	従う	省令と同じ
D-11	ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着	122	1 ( 2) 30
	型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務		
	に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病		
	院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるも		
	成形型店で打成事業が大は相定核合型サービス事業がの組織がに従事することができるものとする。		
第3節	設備に関する基準	i	
設備に関	第 112 条 指定地域密着型特定施設の建物 (利用者の日常生活のために使用しない附属	参酌	省令と同じ
する基準	の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法 (昭和25年法律第201号)第2条第9		
	号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第   9号の3 に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。		
	2 前項の規定にかかわらず、市町村長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を		
	有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定		
	地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認		
	めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。		
	(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室 等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延		
	等火災が発生するのでれがある固所にのける防火区画の設直等により、初期消火及び延   焼の抑制に配慮した構造であること。		
	(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、		
	円滑な消火活動が可能なものであること。		
	(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等によ		

サービス			
の同意	思を確認しなければならない。 第 116 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設	参酌	省令と同じ
けるため の利用者	護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意		
受領サー ビスを受	特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護 (利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介		
法定代理	第 115 条 老人福祉法第 29 条第 1 項 に規定する有料老人ホームである指定地域密着型	参酌	省令と同じ
	生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。		
	の他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者	参酌	
等	「人居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要な サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介そ	その 他は	
供の開始	3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下	従う	
店有生活 介護の提	設入店有主活が護に代えて自認角走地域密看空行走施設入店有主活が護事業有以外の有   が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。	男 2 項は	
定施設入 居者生活	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者	よび 第2	
指定地域 密着型特	第 114 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。	第 1 項お	省令と同じ
七字地类	用する。 第 144 条 - 指定地域変差刑性学体部 A 民老生活介護事業老は、正当が囲むかく A 民老に	第 1	<b>火</b> 会と同じ
	ばならない。   4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準		
	用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなけれ		
	施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行   うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利	項は 参酌	
	3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定	第4	
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の 権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。	は従 う	
等	居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	まで	
明及び美 約の締結	れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入	3項	
手続の説   明及び契	又はその家族に対し、第 125 条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、   利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認めら	項か ら第	
内容及び	第 113 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者	第1	省令と同じ
第4節	は、建築基準法 及び消防法 (昭和23年法律第186号)の定めるところによる。 運営に関する基準	<u> </u>	
	7 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準について		
	6 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設け   るものとする。		
	構造を有するものでなければならない。 6 生字地域変差刑法字な説は、 当水記供その他のよ常災害に際して必要な記供を設け		
	(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。   5 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と		
	(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		
	(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。		
	(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。   (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。		
	と。		
	ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けるこ		
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。		
	イ 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。		
	(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。		
	うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。		
	4 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行		
	他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。		
	当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある		
	ための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適		
	特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び   機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行う		
	3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定地域密着型		
	り、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員 を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		

		1	T
	了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者   生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなら		
	主点 / 1 議を提供 ひた际には、提供 ひた其件的な グー こ人の内谷寺を記録 ひなければならない。		
利用料等	30 v i。   第 117 条   指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに	参酌	省令と同じ
の受領	該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利	> HJ	
の文禄	用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護		
	サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設人居者生活介護事業者に支払われ		
	る地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し		
	ない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受け		
	る利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービ		
	ス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		
	3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほ		
	か、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。		
	(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用		
	(2) おむつ代		
	(3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される保管のできた。日常生活に対いても済党が悪いれるものに係る悪思です。不		
	供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そ の利用者に負担させることが適当と認められるもの		
	の利用者に負担させることが適当と認められるもの   4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービス		
	4		
	び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
指定地域	第 118 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽	第4	省令と同じ
密着型特	減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常	項お	
定施設入	生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。	よび	
居者生活	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基	第5	
介護の取	づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	項は	
扱方針	3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当	従う	
	たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、	その	
	サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	他は	
	4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者	参酌	
	生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		
	ため紊ぶやひを待ない場合を味る、身体的拘束等を行うとはならない。   5 指定地域密着型特定施設人居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合		
	には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を		
	記録しなければならない。		
	6 指定地域密着型特定施設人居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着		
	型特定施設人居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
地域密着	第119条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者(第110条第1項第4	参酌	省令と同じ
型特定施	号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に地域密着型特定施設サービ		
設サービ	ス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。		
ス計画の	2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な		
作成	方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ		
	て利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことがで		
	きるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。		
	3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	べき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びそ の達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密		
	の達成時期、サービスの内谷、サービスを提供する上での歯息点等を盛り込んだ地域密 - 着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。		
	有望特定地域が一と大計画の原案を下放りなければならない。   4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原		
	案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得な		
	ければならない。		
	5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域		
	密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。		
	6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域		
	密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービ		
	ス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行		
	い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。		
	7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画		
<b>∧</b> <u>+</u> #	の変更について準用する。	シェ	// A L = ! !
介護	第 120 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実	参酌	省令と同じ
	に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者につい		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者につい て、一週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならな		
	て、一週间に2回以上、週切な方法により、八舟でで、又は肩しさしなければならな 「N。		
	**。 3 指定地域密着型特定施設人居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適		
		ı	I.

		1	I
	切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。		
	4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に		
	対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならな		
+46 AF ÷111 // ±		ᄼᄑ	쓰스트로브
機能訓練	第121条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を	参酌	省令と同じ
	踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能		
73 CT 77 TE	訓練を行わなければならない。	<b>⇔</b> ∓5	(24.151)
健康管理	第122条 指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意する	参酌	省令と同じ
±□±# ∓ • ×	とともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	<b>⇔</b> ∓5	(44.151)
相談及び	第123条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況。その開始のアンスでは、12、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	参酌	省令と同じ
援助	況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相		
THE TY O	談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。	<b>⇔</b> ∓5	/b
利用者の	第124条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連	参酌	省令と同じ
家族との	携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければな		
連携等		<b>⇔</b> ∓5	/b 4 1 1 1 1 1 1
運営規程	第125条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設	参酌	省令と同じ
	ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ		
	ならない。		
	(1) 事業の目的及び運営の方針		
	(2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容		
	(3) 人居定員及び居室数		
	(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額		
	(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続		
	(6) 施設の利用に当たっての留意事項		
	(7) 緊急時等における対応方法		
	(8) 非常災害対策		
***************************************	(9) その他運営に関する重要事項	44 TL	() 4
勤務体制	第126条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指	参酌	省令と同じ
の確保等	定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤		
	務の体制を定めておかなければならない。		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の		
	従業者によって指定地域密着型特定施設人居者生活介護を提供しなければならない。た		
	だし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を アウェニュートができる場合は、この関いですい。		
	確実に行うことができる場合は、この限りでない。		
	3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定		
	地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者		
	に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、そ		
	の結果等を記録しなければならない。		
	4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資		
力力压压	質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	ᄼᅑ	쓰스타디다
協力医療	第127条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に	参酌	省令と同じ
機関等	備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関		
#기수리 소 #b	を定めておくよう努めなければならない。	소파	少ると同じ
記録の整	第 128 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び	参酌	省令と同じ
備	会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。		
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型は完成的 とまたほうなのには、1 というない 1 というない 2 とというない 2 というない 2 というな		
	特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日		
	から2年間保存しなければならない。		
	(1) 地域密着型特定施設サービス計画 (2) 第 446 条第 3 項に担宅する提供した具体的なサービスの内容等の記録		
	(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録   (3) 第118条第5項に担定する具体的物市等の能様及び時間 その際の利用者の心息		
	(3) 第118条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身		
	の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
	(4) 第 126 条第 3 項に規定する結果等の記録 (5) 次条において進用する第 3 条の 26 に担定する 吉町村 4 の通知に係る記録		
	(5) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録		
	( )		
	(7) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
淮田	(9) 施行規則第65条の4第4号 に規定する書類 第120条 第2条の10 第2条の14 第2条の20 第2条の26 第2条の22から第	淮四	少へと曰い
準用	第 129 条 第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第	準用	省令と同じ
	3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条、第57条、第58条、第80条及び	する	
	第85条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業	規定の基	
	について準用する。この場合において、第3条の32中「定期巡回・随時対応型介護看護   従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第53条第2項中「この節」とあ	の基準の	
	従業者」とのるのは、地域密看空特定施設従業者」と、第53 宗弟2 頃中、この間」との   るのは「第6章第4節」と、第85条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居	準の とお	
	もいは「カリ早カ4郎」と、カの赤角1点から赤4点より第1点中、小祝侯夕機能型店	_ co	I

	宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につ	IJ	
	いて知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」		
	とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。		
第7章 地	域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
第1節	基本方針		
基本方針	第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	参酌	省令と同じ
	介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行		
	う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)		
	は、地域密着型施設サービス計画 (法第8条第21項 に規定する地域密着型施設サービ		
	ス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭		
	に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その		
	他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所		
	者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指		
	すものでなければならない。		
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者		
	の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努め		
	なければならない。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭とのはながはまる素はした深端を行い、ま町は、民党企業主採事業者、民党は、ビス事業		
	の結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業 者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉		
笠っ笠	サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 		
第2節 従業者の	人員に関する基準 第 131 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりと	分ニ	少念レ目じ
促業者の 員数	第 131 余   指正地域密有型介護老人個征施設に直くへき従業者の負数は、次のとおりと   する。	従う   (第	省令と同じ
只以	9 ©。   (1)    医師    入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	( <del>邦</del> 14 項	
	(1) 医師 八州首に対し健康管理及び原義主の指導を行うために必要な数 (2) 生活相談員 1以上	を除	
	(2) - エバイは改員 「 9年 (3) - 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」とい	<.	
		)	
	- 7 イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数	その	
	を増すごとに1以上とすること。	他は	
	ロ 看護職員の数は、1以上とすること。	参酌	
	(4) 栄養士 1以上		
	(5) 機能訓練指導員 1以上		
	(6) 介護支援専門員 1以上		
	2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合		
	は、推定数による。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福		
	祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉		
	施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 158 条に規定するユニット型指		
	定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この		
	条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人		
	員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 39 号)第 38 条に規定するユ		
	ニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人		
	福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及		
	び看護職員(第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、人		
	所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。   4		
	4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しよう		
	とする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は時間である。  「はいまする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又		
	は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章に おいて「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で		
	運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、   本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われる		
	本体地域の医師により自成りプライト室后圧地域の八角目の健康自住が週間に1307で3		
	乙部められるこさは、これを重かないことができる。   5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト		
	カー・第 1 項系 2 号の主活相談員は、帯勤の者 C なければならなれ。たたし、サナブイド   型居住施設にあっては、常勤換算方法で 1 以上とする。		
	全国性施設にありては、市勤政権がなど「以上とする。   6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。		
	7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただ		
	し、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。		
	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施		
	設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる		
	本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該		
	サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置		
	かないことができる。		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員		
	(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員		

- (3) 病院 栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の 入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

#### 第3節 設備に関する基準

設備 第132条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

イ 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができ る。

ロ 入所者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項 に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

第1 省令と同じ

1日従そ他

参酌

項第

	(7) 食堂及び機能訓練室 イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができると きは、同一の場所とすることができる。 ロ 必要な備品を備えること。 (8) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
第4節	運営に関する基準		T
サービス 提供困難 時の対応	第 133 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	省令と同じ
入退所	第134条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌	省令と同じ
サービス の提供の 記録	第135条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	参酌	省令と同じ
利用料等の受領	第 136 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法 (平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第 13 条第 3 項 に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第161条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サ	参酌	省令と同じ

	ービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号 に規定する食費の基準費用額		
	(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項 に規定する特定要介護旧措置入所者		
	をいう。以下同じ。)にあっては、同項第1号 に規定する食費の特定基準費用額。第		
	161 条第 3 項第 1 号において同じ。)(法第 51 条の 3 第 4 項 の規定により当該特定入所		
	者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた		
	場合は、同条第2項第1号 に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあ		
	っては、施行法第13条第5項第1号 に規定する食費の特定負担限度額。第161条第3		
	項第1号において同じ。))を限度とする。)		
	(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス		
	費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特		
	定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特別は20世間の第二十二十二日第二十二日第二十二日第二十二日第二十二日第二十二日第二十二日第二		
	定基準費用額。第161条第3項第2号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定		
	により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉的によりなわれば、日本第3項第3日におります。日本第3日において、		
	祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号 に規定する居住費の負担限度額(特定要 介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号 に規定する居住費の特定負		
	月		
	1917   1		
	(3) 厚土ガ働人民のためる季年に奉うさ八州省が選定する行別な店主の提供を行うたっとに伴い必要となる費用		
	(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行った		
	(4) 厚土ガ働人民のためる季年に奉うさ八所省が選定する行所な良事の提供を行うたっとに伴い必要となる費用		
	(5) 理美容代		
	(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に		
	おいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ		
	って、その入所者に負担させることが適当と認められるもの		
	4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めると		
	ころによるものとする。		
	5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービス		
	の提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及		
	び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただ		
	し、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものと		
	する。		
指定地域	第 137 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づ	第4	省令と同じ
密着型介	き、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に	項お	
謹二之   ウロ	応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。	よび	
護老人福		_	
祉施設入	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画	第5	
祉施設入 所者生活	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	第5 項は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入	第5 項は 従う	
祉施設入 所者生活	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族	第5 項は 従う その	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならな	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	第5 項は 従う その	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	第 5 項 従 そ 他 は	
祉施設入 所者生活 介護の取	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福	第 5 項 従 そ 他 は	省令と同じ
祉施設入 所介扱 地域 を設 地 地 を設 せ で 設 力	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ を ・ も り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当さる介護支援専門員(以下「計画	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入 所介扱 地域 を設 地 地 を設 せ で 設 力	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たって	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ を ・ も り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動に	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ を ・ も り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めな	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ を ・ も り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ 地域を ・ を ・ も り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護を人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むこと	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護を人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題を把握しなければならない。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第138条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならな	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設入所介扱 地域を設立 地域を設立 を設けまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	第項従そ他参	省令と同じ
祉施設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懸切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 第 138 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意	第項従そ他参	省令と同じ

介護	活介護の内容、指定地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について人所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。(1) 定期的に入所者に面接すること。 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合12 第21項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。第139条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	第項よ第7おび8	省令と同じ
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適	項は	
	切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつ	従うその	
	を適切に取り替えなければならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとと	他は 参酌	
	もに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		
	8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		
食事	第 140 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。	参酌	省令と同じ
相談及び 援助	第 141 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌	省令と同じ
社会生活 上の便宜	第 142 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入 所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	参酌	省令と同じ
の提供等	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなけ		
↓総会ヒ≐Ⅲ <i>4</i> -	ればならない。	수파	少へとロバ
機能訓練	第 143 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	参酌	省令と同じ
健康管理	第 144 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	参酌	省令と同じ
入所者の 入院期間	第145条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに	従う	省令と同じ
中の取扱	見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を	<u> </u>	

l1	供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。		
管理者による管理	型が護老人価値が起これ有に人所することができるようにしなければならない。 第146条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護 老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密	従う	省令と同じ
	着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除		
	く。)に従事することができる。		
計画担当	第 147条 計画担当介護支援専門員は、第 138条に規定する業務のほか、次に掲げる業	参酌	省令と同じ
介護支援	務を行うものとする。 (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等		
専門員の 責務	により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握		
	すること。 (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において		
	日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。		
	(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営		
	むことができると認められる人所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所		
	後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行 うこと。		
	っこと。 (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅		
	介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提		
	供する者と密接に連携すること。		
	(5) 第137条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の特別などに緊急かれた得ない理点を記録すること		
	の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 (6) 第 157 条において準用する第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録するこ		
	(0) 第151 赤に切りて生用する第51 赤第2項に成定する百月の内谷寺を心験すること。		
	-。 (7) 第 155 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録		
	すること。		
運営規程	第148条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要	参酌	省令と同じ
	事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針		
	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	(3) 入所定員		
	(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用		
	料その他の費用の額		
	(5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策		
	(7) その他施設の運営に関する重要事項		
勤務体制	第149条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型	参酌	省令と同じ
の確保等	介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を		
	定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業		
	2		
	い。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修		
<b>□</b> □ • ·*	の機会を確保しなければならない。	Δ±L	/AA L 🗆 L
定員の遵     守	第150条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この	参酌	省令と同じ
n	ではてはならない。ただし、火舌、岸付てい他のやむを待ない事情がある場合は、この限りでない。		
衛生管理	第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又	参酌	省令と同じ
等	は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとと		
	もに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。		
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じ		
	なければならない。		
	(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん		
	延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、		
	その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん		
	(2) 当該指定地域密看型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん 延の防止のための指針を整備すること。		
	(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対		
	し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。		
	(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑わ		
協力病院	れる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のため	参酌	省令と同じ
等	第 152 宗 - 指足地域密看型介護老人福祉施設は、八院治療を必要とする八所有のだめ に、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	多即	日マに叩し
1 -3	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておく	1	

	よう努めなければならない。		
秘密保持	第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務	従う	省令と同じ
等	上知り得た人所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。		
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、そ		
	の業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講		
	じなければならない。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者		
	に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなけれ		
居宅介護	ばならない。 第 154 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業	参酌	省令と同じ
支援事業	者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対	≥ E11	目立て凹り
者に対す	信として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		
る利益供	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者か		
与等の禁	ら、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、		
止	金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		
事故発生	第 155 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するた	従う	省令と同じ
の防止及	め、次の各号に定める措置を講じなければならない。		
び発生時の対応	(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生		
の対応	の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実		
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実 が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備す		
	が扱うできた。この方面で通じた以音楽について、従来省に同知的点で図る中間で歪幅すること。		
	(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉		
	施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家		
	族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		
	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処		
	置について記録しなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉		
	4		
	に行わなければならない。		
記録の整	第 156 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録	参酌	省令と同じ
備	を整備しておかなければならない。		
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉		
	施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から		
	2年間保存しなければならない。		
	(1) 地域密着型施設サービス計画 (2) 第 135 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録		
	(3) 第137条第5項に規定する提供のた其体的なサービスの内谷等の記録 (3) 第137条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身		
	の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
	(4) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録		
	(5) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録		
	(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
準用	第157条 第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条	準用	省令と同じ
	の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 53 条、第 57 条、第 85	する	
	条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」とある	規定 の基	
	のは「第 148 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介	準の	
	護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第3条の11第1項中「指定定期巡回・随時対	とお	
	応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中	ij	
	「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めると		
	きは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応		
	型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第53条第2項中「この節」とあるの		
	は「第7章第4節」と、第85条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介		
	護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。		
第5節	- パ」とのるのは「冶動状况」と読み音だるものとする。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	<u> </u>	
	この節の趣旨及び基本方針		
この節の	第158条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介	参酌	省令と同じ
趣旨	護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共		
	同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下		
	同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の		
	日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をい		
	う。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。		
	<b>ひめこし コにみ め</b> 。	1	

基本方針	第 159 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者 1 人 1 人の意思及び 人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰 を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう 配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生 活を営むことを支援しなければならない。	参酌	省令と同じ
	2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との		
	密接な連携に努めなければならない。		
第2款	設備に関する基準		
設備	第 160 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第 1 項第	省令と同じ
	<ul><li>(1) ユニット</li><li>イ 居室</li><li>(イ) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護</li></ul>	1号 イ (八)	
	老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	(八) (床 面積	
	(口) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に 近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね 10 人以下 としなければならない。	に係 る部 分に	
	(ハ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。 (i) 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあって	限 る。	
	は、21.3 平方メートル以上とすること。 ( i i ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線 の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が	)は 従う その	
	生じていても差し支えない。 (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ロ 共同生活室	他は 参酌	
	(イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。		
	(口) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (ハ) 必要な設備及び備品を備えること。		
	ハ 洗面設備 (イ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ロ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。		
	二 便所 (イ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ロ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適し		
	たものとすること。 (2) 浴室  (2) 浴室		
	要介護者が入浴するのに適したものとすること。 (3) 医務室 医療法第1条の5第2項 に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必		
	要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。		
	(4) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。な お、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入屋来、公業来等の円滑な往来に支降が		
	お、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が 生じないと認められるときは、これによらないことができる。 (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		
	2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでな		
	<b>()</b>		
	運営に関する基準	I	
利用料等 の受領	第 161 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額	参酌   	省令と同じ
	出有空川護む人倫仙旭設に支払われる地域出有空川護り一と入員の領を控除して特に額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しな		
	い指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		
	-		ı

	2 コニット刑じ党地域家差刑企議会上海連体部は、前2項の古状を受ける類のほか		
	3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。		
指密護祉所介扱を護祉所介扱を護祉の指との針のである。	第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護は、人居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、人居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、人居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護は、各ユニットにおいて人居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、人居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、人居者の自立した生活を支援することを基本として、人居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、人居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該人居者又は他の人居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	第項よ第項従そ他参6おび7はうのは酌	
介護	第 163 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。	第項よ第項従そ他参8 おび9 はうのは酌	

	を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。		
	7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入		
	7 ユニット型指定地域密看型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、人 居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならな		
	l, lo		
	8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に		
	従事させなければならない。 9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、		
	当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさ		
	せてはならない。		
食事	第 164 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の	参酌	省令と同じ
	状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適		
	切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。		
	3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切		
	な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保したければならない。		
	て食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築く		
	ことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支		
*1 * 1 * 5	接しなければならない。	4	(I) A 1 (21)
社会生活 上の便宜	第 165 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれら	参酌	省令と同じ
の提供等	の活動を支援しなければならない。		
	2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要		
	な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合 は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		
	は、その省の问息を侍て、11わって行わなければならない。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図る		
	とともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		
運営規程		参酌	省令と同じ
ÆGMÍT	いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	>= D	
	(1) 施設の目的及び運営の方針		
	( )		
	(3) 八店足員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員		
	(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用		
	料その他の費用の額(6) 株式の利用に当たっての紹音車項		
	(6) 施設の利用に当たっての留息事項 (7) 非常災害対策		
	(8) その他施設の運営に関する重要事項		
勤務体制の確保等	第167条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密差型介護者とは必要を表している。	第2	省令と同じ
の唯体寺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	
	2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送	第3	
	ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号	項は	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	ること。	他は	
	(2) 夜間及び深夜については、ニュニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を	参酌	
	(3) ユニットとこに、帝動のユニットツーノーを配置すること。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介		
	護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提		
	4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上の		
	ための研修の機会を確保しなければならない。	<u> </u>	
定員の遵 空	第 168 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び民富の定員を招えてか民主サスけならない。 ただし、災害、虐待その他のやなを得な	参酌	省令と同じ
η ι	い事情がある場合は、この限りでない。 ににし、災害、虐待その他のやむを侍な		
準用	第169条 第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条	第	省令と同じ
	の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条、第57条、第85	146	
į l	。 シュ・・・ かい こんしょ to から シカ too から こりだんは、ユーノー 土耳だが気田 佳王	する	
定員の遵	4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 第166条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの人居定員 (5) 人居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 非常災害対策 (8) その他施設の運営に関する重要事項 第167条 ユニット型指定地域密着型介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニット型指定地域密着型介護と人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護と人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護と人福祉施設人所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定地域密着型介護を人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 第168条 ユニット型指定地域密着型介護を人福祉施設は、 2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	項よ第項従そ他参 第14条準おび3はうのは酌 を用	省令と同じ

	の29に規定する運営規程」とあるのは「第166条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第3条の11第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第53条第2項中「この節」とあるのは「第7章第5節」と、第85条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第147条中「第138条」とあるのは「第169条において準用する第138条」と、同条第5号中「第137条第5項」とあるのは「第162条第7項」と、同条第6号中「第157条」とあるのは「第169条において準用する第155条第3項」と、第156条第2項第2号中「第135条第2項」とあるのは「第169条において準用する第165条第3項」と、同項第4号及び第5号中「第35条第2項」とあるのは「第169条において準用する第165条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第169条」と、同項第6号中「前条第3項」と読み替えるものとする。	場は酌そ他つて準す規の準とり合参のにいは用る定基のお	
第8章 複	すいとする。 合型サービス		
第1節			
基本方針	第 170 条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第 59 条 に規定する訪問看護の基本方針及び第 62 条 に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	参酌	省令と同じ
	人員に関する基準		() A 1 🗔 10
従貴数等	第171条 指定複合型サービスの事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定複合型サービスの提供に当たる従業者(以下「複合型サービスの提供に当たる従業者(以下「複合型サービスの提供に当たる後報音(以下「複合型サービスの提供に当たる複合型サービスが業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をもいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増まをいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増まていて行う複合型サービス(権合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス(本体事業所にある者を2の規模を機能型居宅のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	従う	省令と同じ

きる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

	(2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) 8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第3条の4第12項の規定により同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしている		
管理者	まりたいできる。 第 172 条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければらない。	従う	省令と同じ
指定複合型サービス事業者の代表者	第 173 条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していることにある。又は保健師若しくは看護師でなければならない。	従う	省令と同じ
第3節	設備に関する基準		
登録定員 及び利用 定員	第 174 条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を 25 人以下とする。 2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人まで (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで	標準	省令と同じ
設備及び備品等	第 175条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 宿泊室 イーの宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ローの宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4 平方メートル以上とすることができる。 ハイ及び口を満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニブライバシーが確保された居間については、八の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 (3) 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 (4) 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流	第項(泊にる分限る)よ第項2ロ従そ他参1 宿室係部に 。 が2第号はうのは酌	省令と同じ

	の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。		
第4節	運営に関する基準	•	1
指定複合	第 176 条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する	参酌	省令と同じ
型サービ	よう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。		
スの基本	2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を		
取扱方針	行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らればれられば、		
指定複合	の改善を図らなければならない。 第 177 条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。	第5	省令と同じ
担サービ	第177 宗 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができ	- 寿 o - 号お	目立て向し
スの具体	るよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い	よび	
的取扱方	サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の	第6	
針	管理の下で妥当適切に行うものとする。	号は	
	(2) 指定複合型サービスは、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役	従う	
	割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとす	その	
	<b>ప</b> .	他は	
	(3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然か	参酌	
	つ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができ		
	るよう必要な援助を行うものとする。		
	(4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に		
	行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとす		
	供の内谷寺にプロC、理解しや911よつに説明又は必要に心しだ指導を行つものと9る。		
	る。 (5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利		
	用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身		
	体的拘束等を行ってはならない。		
	(6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及		
	び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな		
	らない。		
	(7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない		
	状態が続くものであってはならない。		
	(8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居		
	ては、可能な限り、初向サービスの提供、電話理論による見ずり寺を行り寺豆録有の店宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。		
	(9) 看護サービス(指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療		
	法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用		
	者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章にお		
	いて同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第 179 条第		
	1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られ		
	るよう妥当適切に行わなければならない。		
	(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもっ		
	て、サービスの提供を行わなければならない。 (11) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。		
主治の医	(11) 特殊な有護寺については、これを行ってはならない。 第 178 条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示	従う	省令と同じ
部との関	第 170 末	(複	
係	2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師によ	合型	
	る指示を文書で受けなければならない。	サー	
	3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービ	ビス	
	ス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らな	計画	
	ければならない。	およ	
	4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の	び複	
	規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報	合型	
	告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	サー ビス	
		報告	
		書の	
		提出	
		に係	
		る部	
		分を	
		除	
		<.	
		)	
		その	
		他は 参酌	
海仝刑++	第 179 条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計		<b>学会と同じ</b>
複合型サ	第 179 条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計	参酌	省令と同じ

ービス計 画及び複 合型サー ビス報告 書の作成	画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サ		
	ービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。 8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更につい		
	て準用する。 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。 1 0 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。		
緊急時等	10 前宗第4項の規定は、後日至サービス報告書の作成にプロビ学用する。 第180条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているとき	参酌	省令と同じ
の対応	に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。		
記録の整	第 181 条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	参酌	省令と同じ
- 準用	を整備しておかなければならない。 2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 居宅サービス計画 (2) 複合型サービス計画 (3) 第177条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第178条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (5) 第179条第10項に規定する複合型サービス報告書 (6) 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第3条の38第2項に規定する書故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) 次条において準用する第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (10) 次条において準用する第85条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	第78	省令と同じ
华用	第 182 余 第 3 余の 7 から 第 3 余の 11 まで、第 3 余の 18、第 3 余の 20、第 3 余の 20、第 3 余の 32 から 第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 53 条、第 55 条、第 58 条、第 68 条から 第 71 条まで、第 74 条から 第 76 条まで、第 78 条、第 79 条及び 第 81 条から 第 86 条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第 3 条の 7 第 1 項中「第 3 条の 29 に規定する運営規程」とあるのは「第 182 条において準用する第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第 3 条の 32 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第 55 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第 70 条及び第 78 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第 86 条中「第 63 条第 6 項各号」とあるのは「第 171 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。	昂条2を用る合参そ他つて準す規の準とり∕8第項準す場は酌のにいは用る定基のお	<b>自や</b> と同し
附則			

経過措置	第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第 3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第43条第2項	従う	省令と同じ
	及び第47条第2項の規定の適用については、第43条第2項中「者であって、別に厚生 労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第47条第2項中「者		
	であって、第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」と		
同上	あるのは「者」とする。 第3条 平成19年3月31日までの間に指定認知症対応型通所介護の事業を開始する場	従う	省令と同じ
1-3-12	合における第43条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中	IM J	E 4 CPO
同上	「者であって」とあるのは「者であって、平成 19 年 3 月 31 日までに」とする。 第 4 条 平成 19 年 3 月 31 日までの間に指定小規模多機能型居宅介護の事業を開始する	参酌	省令と同じ
	場合における第63条第8項、第64条第2項及び第65条の規定の適用については、これ		_ , _, ,
同上	らの規定中「別に」とあるのは「平成 19 年 3 月 31 日までに、別に」とする。   第 5 条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 77 号。以下「平成 17	従う	省令と同じ
	年改正法」という。) 附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事		
	業者とみなされた者に係る第 92 条の規定の適用については、同条中「者であって」とあるのは「者であって、平成 21 年 3 月 31 日までに」とする。		
同上	第6条 平成19年3月31日までの間に指定認知症対応型共同生活介護の事業を開始す	従う	省令と同じ
	る場合における第 92 条の規定の適用については、同条中「者であって」とあるのは「者であって、平成 19 年 3 月 31 日までに」とする。		
同上	第7条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介	標準	省令と同じ
	│ 護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であっ │ て、この省令の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、		
	第93条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。	소짜	ルムトロド
同上	第8条 平成 17 年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介   護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生	参酌	省令と同じ
	活住居であって、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成		
	11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第93条		
同上	第4項の規定は適用しない。 第9条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居	参酌	省令と同じ
门山工	者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行	<b>≫</b> By	
	│ う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、この省令の施行の際現に定員4人以下 │ であるものについては、第 112 条第4項第1号イの規定は適用しない。		
同上	第 10 条 平成 17 年改正法附則第 10 条第 3 項の規定により指定地域密着型介護老人福	参酌	省令と同じ
	祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備		
	及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基		
	準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第132条第1項  第1号の規定の適用については、同号イ中「4人」とあるのは「原則として4人」と、		
	同号口中「10.65 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95 平方メートル」		
	│とする。 │ 2  みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指定介護		
	老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の 適用については、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。		
同上	第11条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指	参酌	省令と同じ
	定介護老人福祉施設基準附則第5条の規定の適用を受けていたものについては、第132   条第1項第7号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定		
	は、当分の間適用しない。	<u> </u>	
同上	第 12 条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において指   定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 15	第1 項は	省令と同じ
	年厚生労働省令第30号。以下「平成15年改正省令」という。) 附則第3条第1項の規	従う	
	│ 定の適用を受けていたものに係る第 160 条第 1 項第 1 号イ(3)(ⅰ)の規定の適用に │ ついては、同号イ3(ⅰ)中「13.2 平方メートル以上を標準」とあるのは「10.65 平方	第2 項は	
	メートル以上」と、「21.3平方メートル以上を標準」とあるのは「21.3平方メートル以	参酌	
	上」とする。   2 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、施行日の前日において平成 15		
	年改正省令附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものに係る第160条第1項第1 号口(2)の規定の適用については、同号口(2)中「2平方メートルに当該共同生活		
	写口(2)の規定の適用については、向号口(2)中・2平万スートルに当該共同生活   室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニッ		
同上	トの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 第 13 条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護	参酌	省令と同じ
山工	事業所等のうち、この省令の施行の際現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介	多即)	目マCIDU
	護老人福祉施設の入所定員を超えているもの(建築中のものを含む。)については、第 131 条第 14 項の規定は適用しない。		
同上	第14条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2	参酌	省令と同じ
	│第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政	1	İ

同上	令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第132条第1項第7号イの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。 第15条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定	参酌	省令と同じ
	地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 132 条第 1 項第 7 号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。 (2) 食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。		
同上	第16条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第132条第1項第8号及び第160条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。	参酌	省令と同じ
その他 市外の事 業者の指 定の基準			市外の事業所を指定するに当たっては、その所在地の区市町村の基準を 満たす場合は、市の基準をみたすものとみなす。